

1976 (毎月1回) 発行

6月号

〈村の面積〉

332.60km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和51年5月1日現在)

村の人口	
総人口	1,996人
男	1,021人
女	975人
出生	2人
死亡	1人
転入	30人
転出	21人
世帯数	576世帯

無事故を願って



お知らせ

老人医療費 受給者の方へ

七月一日より老人医療費受給者証が変わり、現在使用中の受給者証は使用できませんのでご注意ください。

受給者の方は六月中に更新手続を行い、七月一日から新しい受給者証を使用できるよう役場の通知等に注意して、すみやかに更新手続が行えるようご協力ください。

なお、受診される場合は必ず保険証といっしょに老人医療費受給者証を医療機関の窓口にて提示して受診して下さい。



お知らせ

歯科診療日程

六月の歯科診療日は左記のとおりです。

- ◎六月十一日午前九時～正午
- ◎六月十四日
- ◎六月十八日

若手経営後継者の活躍に期待

和泉村商工会青年部発足

和泉村商工会青年部の結成総会は、四月二十六日午後五時から福祉センターで関係者二十五名が参加して行われ、規約・予算・事業計画を決めたあと、部長に辻偉射蒸氏を選んで正式に発足しました。

同青年部は、若手経営者・事業後継者を結集し、事業活動に積極的に参加し、経営者としての資質向上並びに将来、地域経済活動の中核者となるべく青年が率先して活動しなければ……の声がたかまりスタートしました。

来年三月までの事業として

- 一、事業活動の研究
- 一、各関係機関との懇談会

「児童手当現況届」は早やめに

児童手当の支給を受けている人は、毎年六月中に「児童手当現況届」を村長（公務員や三公社にお勤めの方は勤務先）に提出することになっています。この届によって、前年の所得や児童の養育状況などを確認して、引続き支給するかどうかをきめることになっています。

もし、この届を提出しないと、

- 一、従業員福祉における各保険制度の研究
- 一、記帳、経営講習会等の開催などを行う。

- 尚、役員は次の皆さんです。
- | | |
|-----|-----------|
| 部長 | 辻 偉 射 蒸 |
| 副部長 | 富 田 八 好 |
| 幹 事 | 長 崎 吉 久 |
| | 谷 口 光 雄 |
| | 木 島 則 幸 |
| | 山 本 栄 子 |
| | 川 勝 正 樹 |
| | 山 本 敏 治 |
| | 明 石 八 重 子 |
| 監 事 | 田 村 繁 吉 |

たとえ支給を受ける資格があっても、六月分からの支払いを受けられなくなりまますから忘れずに必ず提出してください。

そのほか、児童手当の支給を受けている人の住所や氏名が変わったとき、子どもが生れたときなどには届出することになっています。提出に必要な用紙は役場にありまますから、役場の係にお問合せください。



「ぼくらの手で緑に光を」



和泉村みどりの少年隊

「ぼくらの手で緑に光を」と和泉村みどりの少年隊が、去る五月六日和泉村下山十一字通称鼻遺（はないり）地籍において、第一回和泉村みどりの少年隊記念植樹祭が行われました。

記念植樹には、和泉村助役、大野林業事務所長さんをはじめ各来賓方々のあいさつがあり、その後大野林業事務所藤堂技師による植樹についての説明を受け、杉苗一千本が、みどりの少年隊によって植樹されました。

又、村民グラウンド周辺には、桜の苗木五十本が植樹されました。

美しい自然をいつまでも

本年も六月五日の「世界環境デー」を初日とする第四回環境週間が始まりました。国や県、関係団体では、「美しい日本の四季を子や孫に」を合いことばに多彩な行事が行われております。和泉村でも「自然とやすらぎ」「水と緑」の村造りを強力に推進するために、六月八日には、九頭竜川水系、特にダム周辺の環境パトロールを実施します。みなさんもこの機会に明るく楽しい社会生活ができ、美しい自然がいつまでも保てるよう生活環境の改善や自然環境の保全について考えてみてはいかがでしょうか。美しい水、やすらぎの緑、清い大気は私達和泉村民の誇りです。いつまでも大切にしましょう。

新役員決まる

和泉村交通安全協会

和泉村交通安全協会では、去る四月十二日役員総会を開催し、昭和五十年事業報告ならびに決算報告、昭和五十一年度事業計画等が審議されました。又任期満了に伴う役員改選がおこなわれ、次の方が選任されました。

- | | |
|-----|-------------|
| 会 長 | 辻 善 久 (上大納) |
| 副会長 | 新井真澄 (川 合) |
| 理 事 | 米倉治一 (後 野) |
| " | 中屋 稔 (朝 日) |
| " | 東 治 義 (下 山) |
| " | 林 藤 市 (上大納) |
| " | 山 本 浩 (上大納) |
| " | 川原正栄 (朝 日) |

交通安全パレード

実施される

和泉村交通安全協会

歩行者、運転者、運転者の雇主その他、道路交通に関係あるすべての者に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした交通安全パレードが去る五月八日実施されました。



この日、村長をはじめ各事業所の関係者ら五十数名が参加し、パトカーを先頭に十数台の車で下山をかわきりに村内一円にパレードが行われ、午後一時に無事終了しました。

- 理 事 御堂河内季裕 (上大納)
- 監 事 末永秀一 (川 合)
- " 稲郷栄一 (朝 日)

スポーツの楽しさをつかもう！

村内スポーツ教室だより

春のおとずれとともに村内のスポーツ教室もさかんになり、毎晩体育館・公民館は、笑いと力強いかけ声とで、はちきれんばかりです。

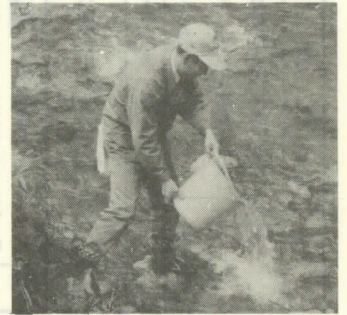
最初は、ネクタイにスリッパの紳士が、「ちよつと」と言つて仲間に入つていたのに、最近では、新調したのか、ネクタイがはちまきにかわり、スリッパがズックにかわり、体育館の中を、わがもの顔にとびまわっている姿が、印象的です。

夫婦で卓球をやり、その台のまわりを小さいばーやがピンポン玉をころがして遊んでいる風景、隣りのおばさんがバレーボールの玉に追いかけて逃げまわる姿、なかなか心暖まるものを感じられます。



最近の文明社会は、人間から、動物としての本能である身体活動を、略奪し、身体を動かす事の楽しさをうばつてしまいました。本来スポーツは、こういう人間の本能を満たし、仕事から受けるストレスを解消する夢の国なのです。

みなさん明日への活力を生むために夕食後の一時をスポーツの時間にあててはいかがですか。なお現在、朝日地区では中央公民館において、月曜(卓球)水曜(バドミントン)金曜(バレーボール)を、中竜地区においては、村民体育館において、月曜(卓球)金曜(バレーボール)を、午後七時～九時まで行なっております。



石徹白川など主な河川へ

アマゴの稚魚

十二万尾を放流

奥越漁業協同組合では、四月三十日、本村から委託を受けているアマゴの放流を行いました。

この日、アマゴの稚魚一二〇、〇〇〇尾を石徹白川、大納川を始め知奈洞谷川、前坂谷川など主な河川へ放流しました。

子どもの日に

お祝いを贈る

和泉村婦人会

和泉村婦人は、五月四日、子どもの日のお祝いとして、村内の各中学校にバスケットボール2個、小学校にはドッチボール3個を贈った。

この祝品贈呈は和泉村の婦人会が、村内の子どもが健やかに育つようにと願いをこめ、毎年児童福祉週間に行なっているもので、学校のみならずからたいへん喜ばれている。

テレビによる 防災対策キャンペーン

テレビ放送テーマの訂正について

五月号によりお知らせしましたテレビによる防災対策キャンペーンの放送テーマが、次のように変更になりましたのでお知らせします。

ご存じですか！防災ミニ百科！

福井放送(FBC)

7月15日 応急手当①気道確保

7月22日 応急手当②人工呼吸

7月29日 応急手当③止血

第三者からみた

中竜の子

最近、県内外から管内の学校を訪ずれ、教育事情全般について視察研修される方がふえてきました。来村された方々からみた「中竜の子」の全般的な特徴をまとめてみると次のようになります。

- (1) 伸び伸びと学校生活を送っている。
- (2) 勉強の仕方がよく身につけている。
- (3) 授業における話し方、きく態度がすばらしい。
- (4) 低学年から書くことについて継続した訓練がなされている。内容も充実している。

赤ちゃん誕生

上大納 田辺利博・澄雄長男
死亡 山中一雄 五一才
婚姻 上大納 島崎寛昭

下山 谷 政信
岐阜県白川村 白木えり子



杉山直樹ちゃん



田辺利博ちゃん

- (1) 読書の習慣がついており、読書量もふえている。
- (2) クラブ活動等、特別活動にも積極的に参加しており、自主的活動が芽ばえている。
- (3) 気をつけた点
- (4) 協同して仕事をする場合、相手に対する細かい思いやりが足りない。
- (5) 物を大切にしている習慣が足りない。
- (6) 勤労の尊さ、汗を流して粘り強くやりぬく意志が足りない。
- (7) 体位、体力の向上について、尚一層の努力が望まれる。

自動車重量税の税率一覧表 自:自家用 営:営業用

車種	乗用自動車 (乗車定員10人以下)	バス (乗車定員11人以上)	トラック		特種用途車	小型2輪	軽自動車		検査対象	検査対象	検査対象	検査対象
			総重量2.5トンを超	総重量2.5ト以下			検査対象	検査対象				
車検期間	2	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1
税	自重0.5トンごとに	自重1トンごとに	自重1トン以下	自重2.5トンを超	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下	自重2.5ト以下
率	自二、六〇〇円	自二、六〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円	自三、三〇〇円
備考	自家用自動車等が10年以内のもの ナンバー	ハイヤー、タクシー (車令が10年を超えるもの) プレート	マイクロボス—2・5	貨物の運送用—1・4・6	特種用途に供するもので最大積載量のあるもの —タンクローリー、コンクリートミキサー等— 営業用重機車—最大積載量のないもの クレーン車—8	車令10年を超えるもの、レンタカー	は非課税 昭49年5月1日前に車両番号の指 定を受け7500円を納付したもの	届出時1回限り	カタビラ及びそりを有するもの、被けん引車			

税コーナー

自動車と税金

自動車にかかる税金には、国税として、物品税と自動車重量税があり、また、地方税として、自動車取得税、自動車税に軽自動車税があります。

一方、自動車の燃料にかかる税金には、国税として、ガソリンには揮発油税と地方道路税が、液化石油ガス(LPG)には石油ガス税がかかります。また、地方税として、軽油には軽油引取税がかかります。

このような自動車にかかわりのある税金を決めている法律が、昭和五十一年度から一部改正になりました。

そこで、自動車を持っている人にかかわりのある税金のうち、国税について、改正点を中心にそのあらましを説明しましょう。

○自動車重量税

自動車重量税は、車検を受ける自動車(軽自動車を含む)や届出をする軽自動車について、その重量に応じてかかる税金です。

自動車重量税の納税義務者は、検査自動車については、検査を受けて自動車検査証の交付を受ける人、届出自動車については、車輛番号の指定を受ける人です。つま

り、自動車検査証や軽自動車届出済証の使用者欄に記載される人です。

自動車重量税の納付は、自動車検査証の交付を受けるときや、軽自動車の使用の届出をして車輛番号の指定を受けるときに、原則として、税額に応じた金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて、陸運事務所や軽自動車検査協会の窓口へ提出して、納めることになっています。

自動車重量税の税率は、本年より左表のとおり改正になりました。なお、改正後の税率は、昭和五十一年五月一日から適用になります。

バイクの

登録は確実に

五〇・九〇・一二五cc

◎バイクが、使用できなくなった場合には、すぐまつ登録を、バイクを他人にゆずった場合には、移転登録を

この手続をしなければいつまでも名義人であるあなたに税金が、かかります。

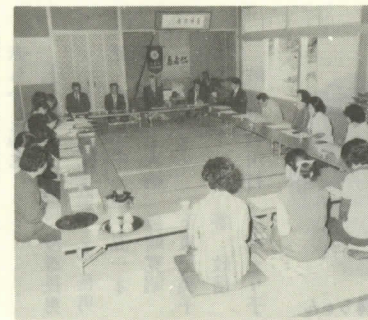
役場税務課又は、中電支所で手続をすませて下さい。この場合は印かんが必要です。

母子保健推進

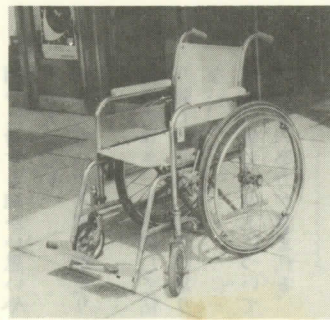
委員会開催!

本村の母子、保健推進委員の方々の研修を兼ねた、昭和五十一年度第一回推進委員会が、五月二十五日村老人福祉センターにおいて開催されました。

当日は、大野保健所長を初めとする大野保健所職員六名、和泉村診療所長らが来賓として参加され今年度の予防接種、結核成人病検



気がるにご利用下さい 老人福祉センター



診、胃、子宮ガン検診、村内一斉消毒等、保健衛生行事の日程や検診の推進のあり方などについて検討協議が行なわれました。

最後に大野保健所長の「健康について」と題された有意義な講話を聴いて閉会しました。